

令和7年度 第6回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和8年3月6日(金) 16:00～
場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館
共用大会議室(2階)

議事次第

- 1 令和7年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
- 2 令和7年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の廃止について
- 3 その他

令和7年度第6回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- | | |
|----------------------------------------------------|---------|
| 1. 令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿 | P 1～2 |
| 2. 最低賃金審議会令（抜粋） | P 3～4 |
| 3. 令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況 | P 5～6 |
| 4. 沖縄県及び全国の特定（産業別）最低賃金 | P 7～16 |
| 5. 令和7年度 改正最低賃金に係る周知広報状況について | P 17～18 |
| 6. 令和7年度 業務改善助成金の実績 | P 19～20 |
| 7. 令和7年度 支援策の活用状況 | P 21～22 |
| 8. 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
（令和7年1月から3月実施分、全国及び沖縄） | P 23～26 |
| 9. 令和7年度 地域別最低賃金答申状況 | P 27～28 |
| 10. 令和8年度 沖縄地方最低賃金審議会日程（案） | P 29～34 |
| 11. 令和8年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 | P 35～42 |
| 12. 2026年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明について | P 43～44 |

令和7年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部 教授
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部 教授
	金 城 智 誉	弁護士
	城 間 貞	公認会計士・税理士
	西 村 オ リ エ	弁護士
労働者代表委員	石 川 修 治	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	平 良 哲 康	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長
	田 中 俊 治	UAゼンセン沖縄県支部 支部長
	照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合 副事務局長
	野 原 陽 子	イオン琉球労働組合 中央執行委員長
使用者代表委員	新 垣 朝 雄	那覇商工会議所 総務部長
	喜 友 名 朝 弘	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事
	田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	津 波 古 透	沖縄県商工会連合会 専務理事
	比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	※ 発令年月日 令和7年4月1日 (なお、平良哲康委員及び田中俊治委員は、令和7年11月18日発令) ※ 任期満了日 令和9年3月31日 ※ 各委員の配列は五十音順	

最低賃金審議会令（抜粋）

（最低賃金専門部会）

第六条 最低賃金法第二十五条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、九人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。
- 4 第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

【沖縄地方最低賃金審議会専門部会】

- 沖縄県最低賃金専門部会

令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7. 1 (大会議室)	火	1回 15:00	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改正諮問 ○地域最賃専門部会の設置 ○令第6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画					
2	7. 18 (大会議室)	金						○(地域別) 部長、部長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7. 23 ～7. 25 (事業場)	水 ～ 金						○(地域別) 事業場実地視察	
4	7. 30 (大会議室)	水	2回 13:00	○特定(産別)最賃改正の必要性の有無について諮問 ○最賃基礎調査結果報告	1回 14:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改正の必要性の有無に係る検討	3回 15:30	○参考人意見聴取 ○実地視察結果報告	
5	8. 6 (大会議室)	水	3回 14:00	○特定(産別)最賃改正の必要性の有無について運小の結果報告及び答申 ○中賃目安伝達	2回 13:00	○使用者意見概要書について ○特定(産別)最賃改正の必要性の有無についてとりまとめ(報告書作成)	4回 15:00	○(地域別) 額提示、調整	
6	8. 8 (大会議室)	金						○(地域別) 額調整	
7	8. 12 (大会議室)	火						○(地域別) 額調整	
8	8. 14 (大会議室)	木						○(地域別) 額調整	
9	8. 18 (大会議室)	月						○(地域別) 額調整	
10	8. 20 (中会議室)	水						○(地域別) 額調整	
11	8. 22 (中会議室)	金						○(地域別) 額調整	
12	8. 26 (大会議室)	火	4回 18:30	○沖縄県最低賃金改正決定について(部会報告)(採決) ○答申 時間額1,023円(71円引上げ)				○(地域別) 額調整、採決(報告書作成)	
13	9. 11 (大会議室)	木	5回 9:30	○異議申出に関する諮問・審議 ○答申 8/26答申のとおり					改正決定 9/24官報公示 12/1発効
14	R8 3. 6 (大会議室)	金	6回 16:00	○令和7年度審議会の総括について ○最低賃金専門部会の廃止について ○令和8年度特定(産別)最低賃金申出意向確認 ○その他					

資料4-1

沖縄県 特定（産業別）最低賃金

適用範囲	金額	(参考) 他の都道府県の状況 ※類似の産業
糖 類 製 造 業	769円	<u>北海道(1,113)</u> 、 <u>千葉(889)</u>
新 聞 業	879円	なし
各 種 商 品 小 売 業	770円	青森(956)、岩手(767)、茨城(881)、栃木(874)、埼玉(849)、千葉(848)、新潟(932)、長野(950)、静岡(886)、愛知(847)、滋賀(840)、京都(938)、兵庫(797)、鳥取(902)、岡山(933)、広島(903)、愛媛(854)、大分(716)、宮崎(705)
自 動 車 (新 車) 小 売 業	770円	青森(963)、岩手(1,068)、宮城(1,101)、秋田(1,032)、福島(1,098)、埼玉(1,152)、千葉(922)、神奈川(842)、新潟(1,053)、富山(769)、愛知(943)、京都(939)、大阪(993)、兵庫(963)、奈良(892)、 <u>島根(1,069)</u> 、 <u>広島(1,038)</u> 、 <u>福岡(1,131)</u> 、 <u>大分(1,061)</u> 、 <u>宮崎(927)</u> 、 <u>鹿児島(1,048)</u>

※ 都道府県名(金額)に下線のあるものは、地域別最低賃金を上回っている特定最賃

令和7年度 特定最低賃金の審議・決定状況

令和8年1月15日時点

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額 (円)	効力 発生日
北海道	1,075	処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	1,113	令和7年12月1日
		鉄鋼業	1,165	令和7年12月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,116	令和7年12月1日
		船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	1,105	令和7年12月1日
青森	1,029	鉄鋼業	1,109	令和7年12月21日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,045	令和7年12月21日
		百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業	956 (※)	令和6年12月21日
		自動車小売業	963 (※)	令和6年12月21日
岩手	1,031	鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	1,072	令和8年1月15日
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,052	令和8年2月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,039	令和8年1月15日
		百貨店、総合スーパー	800 (※)	平成30年12月28日
		各種商品小売業	767 (※)	平成28年12月11日
		自動車小売業	1,068	令和8年1月15日
宮城	1,038	鉄鋼業	1,125	令和7年12月15日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,077	令和7年12月15日
		自動車小売業	1,101	令和7年12月15日
秋田	1,031	非鉄金属製錬・精製業	1,091	令和7年12月25日
		電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	1,032	令和8年3月31日
		自動車・同附属品製造業	1,060	令和8年3月31日
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	1,032	令和8年3月31日
山形	1,032	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	1,070	令和7年12月23日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,055	令和7年12月23日
		自動車・同附属品製造業	1,070	令和7年12月23日
		自動車整備業	1,017 (※)	令和6年12月25日
福島	1,033	非鉄金属製造業	996 (※)	令和7年1月4日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	928 (※)	令和6年1月12日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880 (※)	令和4年12月30日
		輸送用機械器具製造業	1,005 (※)	令和6年12月21日
		自動車小売業	1,098	令和8年1月8日
茨城	1,074	鉄鋼業	1,166	令和8年3月1日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,105	令和8年3月1日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1,115	令和8年3月19日
		各種商品小売業	881 (※)	令和3年12月31日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業種	時間額 (円)	効力 発生日
栃木	1,068	塗料製造業	1,159	令和7年12月31日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,070	令和7年12月31日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	1,104	令和7年12月31日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105	令和7年12月31日
		自動車・同附属品製造業	1,114	令和7年12月31日
		各種商品小売業	874 (※)	令和2年12月31日
群馬	1,063	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,131	令和8年1月1日
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,120	令和8年1月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,120	令和8年1月1日
		輸送用機械器具製造業	1,120	令和8年1月1日
埼玉	1,141	非鉄金属製造業	1,161	令和7年12月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,168	令和7年12月1日
		輸送用機械器具製造業	1,165	令和7年12月1日
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,177	令和7年12月1日
		各種商品小売業	849 (※)	平成28年12月1日
		自動車小売業	1,152	令和7年12月1日
千葉	1,140	調味料製造業	889 (※)	平成29年12月25日
		鉄鋼業	1,210	令和7年12月25日
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922 (※)	平成30年12月25日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 (※)	平成29年12月25日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,169	令和7年12月25日
		各種商品小売業	848 (※)	平成28年12月25日
		自動車(新車)小売業	922 (※)	平成30年12月25日
東京	1,226	鉄鋼業	871 (※)	平成26年3月23日
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832 (※)	平成22年12月31日
		業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829 (※)	平成22年12月31日
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838 (※)	平成24年2月18日
神奈川	1,225	塗料製造業	894 (※)	平成27年3月1日
		鉄鋼業	874 (※)	平成26年3月15日
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821 (※)	平成22年12月20日
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857 (※)	平成25年3月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 (※)	平成27年3月1日
		輸送用機械器具製造業	855 (※)	平成25年3月1日
		自動車小売業	842 (※)	平成23年12月21日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。
(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業種	時間額 (円)	効力 発生日
新潟	1,050	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,005 (※)	令和5年12月27日
		各種商品小売業	932 (※)	令和5年12月30日
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	1,053	令和7年12月14日
富山	1,062	アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業	781 (※)	平成27年12月26日
		玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	1,035 (※)	令和6年12月27日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,002 (※)	令和6年12月26日
		百貨店、総合スーパーマーケット	1,003 (※)	令和6年12月26日
		自動車(新車)小売業	769 (※)	平成23年1月20日
石川	1,054	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業	782 (※)	平成29年12月31日
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	763 (※) 6,102 (日額)	平成11年12月26日
		金属素材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	1,090	令和7年12月31日
		電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	1,064	令和7年12月31日
		自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	1,090	令和7年12月31日
		百貨店、総合スーパーマーケット	1,060	令和7年12月31日
福井	1,053	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	830 (※)	令和元年12月24日
		繊維機械、金属加工機械製造業	933 (※)	令和5年12月24日
		電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857 (※)	令和元年12月24日
		百貨店、総合スーパー	840 (※)	令和2年12月24日
山梨	1,052	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,100	令和8年2月15日
		自動車・同附属品製造業	1,089	令和8年3月1日
長野	1,061	印刷、製版業	850 (※)	令和元年12月31日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,105	令和7年12月28日
		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1,095	令和8年1月1日
		各種商品小売業	950 (※)	令和5年12月31日
岐阜	1,065	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965 (※)	令和5年12月21日
		自動車・同附属品製造業	1,117	令和7年12月21日
		航空機・同附属品製造業	1,049 (※)	令和6年12月21日
静岡	1,097	パルプ・紙・加工紙製造業	786 (※)	平成27年12月31日
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915 (※)	令和3年12月20日
		鉄鋼、非鉄金属製造業	1,117	令和7年12月21日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,133	令和7年12月21日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,042 (※)	令和6年12月21日
		各種商品小売業	886 (※)	令和元年12月21日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。
(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業種	時間額 (円)	効力 発生日
愛知	1,140	染色整理業	732 (※)	平成20年12月16日
		製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業	1,175	令和7年12月16日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968 (※)	令和3年12月16日
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875 (※)	平成29年12月16日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901 (※)	平成30年12月16日
		輸送用機械器具製造業	1,146	令和7年12月16日
		各種商品小売業	847 (※)	平成28年12月16日
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800 (※)	平成19年12月16日
		自動車(新車)小売業	943 (※)	令和2年12月16日
三重	1,087	ガラス・同製品製造業	923 (※)	令和3年12月21日
		鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄、鑄鉄管製造業	739 (※) 5,907 (日額)	平成10年12月15日
		電線・ケーブル製造業	1,097	令和7年12月21日
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	843 (※)	平成27年12月20日
		一般機械器具製造業	762 (※)	平成15年12月15日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,031 (※)	令和6年12月21日
		建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	1,111	令和7年12月21日
滋賀	1,080	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 (※)	平成28年12月30日
		ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	1,099	令和7年12月28日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,114	令和7年12月28日
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105	令和7年12月28日
		自動車・同附属品製造業	1,115	令和7年12月28日
		各種商品小売業	840 (※)	平成30年12月29日
京都	1,122	金属素材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	933 (※)	令和元年12月22日
		ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822 (※)	平成20年12月21日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,136	令和8年1月24日
		輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	1,076 (※)	令和7年1月19日
		各種商品小売業	938 (※)	令和4年1月26日
		自動車(新車)小売業	939 (※)	令和4年1月26日
大阪	1,177	塗料製造業	1,191	令和7年12月4日
		鉄鋼業	1,185	令和7年12月1日
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,180	令和7年12月1日
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,197	令和7年12月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,197	令和7年12月4日
		自動車・同附属品製造業	1,194	令和7年12月1日
		自動車小売業	993 (※)	令和3年12月1日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。
(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額 (円)	効力 発生日
兵 庫	1,116	繊維工業	800 (※)	平成28年3月1日
		塗料製造業	1,158	令和7年12月1日
		鉄鋼業	1,180	令和7年12月1日
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1,150	令和7年12月1日
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,117	令和7年12月1日
		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,117	令和7年12月1日
		輸送用機械器具製造業	1,188	令和7年12月1日
		各種商品小売業	797 (※)	平成28年2月1日
		自動車小売業	963 (※)	令和4年12月1日
奈 良	1,051	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905 (※)	令和3年12月29日
		電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891 (※)	令和3年12月29日
		自動車小売業	892 (※)	令和3年12月29日
		木材・木製品・家具・装備品製造業	816 (※) 6,527 (日額)	平成元年1月25日
和 歌 山	1,045	鉄鋼業	1,170	令和7年12月30日
		百貨店、総合スーパー	869 (※)	令和3年12月30日
鳥 取	1,030	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	963 (※)	令和6年12月19日
		各種商品小売業	902 (※)	令和5年12月15日
島 根	1,033	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,163	令和7年12月13日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134	令和7年12月19日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,058	令和7年12月14日
		自動車・同附属品製造業	1,094	令和7年12月28日
		百貨店、総合スーパー	905 (※)	令和5年12月28日
		自動車(新車)小売業	1,069	令和7年11月26日
岡 山	1,047	耐火物製造業	1,074	令和8年2月4日
		鉄鋼業	1,166	令和7年12月27日
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,103	令和8年1月17日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,090	令和8年1月4日
		自動車・同附属品製造業	1,083	令和8年1月21日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,159	令和8年1月1日
		各種商品小売業	933 (※)	令和6年1月10日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。
(注2) 「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品・光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額 (円)	効力 発生日
広島	1,085	製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業	1,179	令和7年12月31日
		建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	1,052 (※)	令和7年2月21日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,070 (※)	令和6年12月31日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,110	令和7年12月31日
		自動車・同附属品製造業	1,105	令和7年12月31日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,080 (※)	令和7年2月21日
		各種商品小売業	903 (※)	令和3年12月31日
		自動車小売業	1,038 (※)	令和7年2月21日
山口	1,043	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	1,180	令和7年12月15日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,032 (※)	令和6年12月15日
		輸送用機械器具製造業	1,141	令和7年12月15日
		百貨店、総合スーパーマーケット	1,000 (※)	令和6年12月15日
徳島	1,046	造作材・合板・建築用組立材料製造業	876 (※)	令和3年12月21日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134	令和8年1月1日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,105	令和8年1月1日
香川	1,036	冷凍調理食品製造業	849 (※)	令和3年12月15日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,158	令和7年12月15日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,090	令和7年12月28日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,159	令和7年12月28日
愛媛	1,033	パルプ、紙製造業	1,113	令和7年12月25日
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,114	令和7年12月25日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,107	令和7年12月25日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,136	令和7年12月25日
		各種商品小売業	854 (※)	令和4年12月25日
高知	1,023	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793 (※)	令和元年12月29日
		一般貨物自動車運送業	910 (※)	平成19年6月2日
福岡	1,057	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,176	令和7年12月10日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,137	令和7年12月10日
		輸送用機械器具製造業	1,147	令和7年12月10日
		百貨店、総合スーパーマーケット	1,065	令和8年2月1日
		自動車(新車)小売業	1,131	令和7年12月10日
佐賀	1,030	陶磁器・同関連製品製造業	957 (※)	令和6年12月21日
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	1,010 (※)	令和6年12月20日
		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	996 (※)	令和6年12月19日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。
(注2)「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額 (円)	効力 発生日
長崎	1,031	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875 (※)	令和元年12月7日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864 (※)	令和3年12月29日
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	875 (※)	令和元年11月29日
熊本	1,034	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,063	令和8年1月1日
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,074	令和8年1月1日
		百貨店、総合スーパー	855 (※)	令和4年12月15日
大分	1,035	鉄鋼業	1,176	令和7年12月25日
		非鉄金属製造業	1,116	令和7年12月25日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,066	令和7年12月25日
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,055	令和7年12月25日
		各種商品小売業	716 (※)	平成28年12月25日
		自動車(新車)小売業	1,061	令和7年12月25日
宮崎	1,023	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678 (※)	平成26年12月26日
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831 (※)	令和3年12月24日
		各種商品小売業	705 (※)	平成27年12月24日
		自動車(新車)小売業	927 (※)	令和5年12月20日
鹿児島	1,026	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842 (※)	令和3年12月17日
		百貨店、総合スーパー	693 (※)	平成26年12月26日
		自動車(新車)小売業	1,048	令和7年12月28日
沖縄	1,023	糖類製造業	769 (※)	平成30年11月25日
		新聞業	879 (※)	令和4年11月17日
		各種商品小売業	770 (※)	平成30年11月23日
		自動車(新車)小売業	770 (※)	平成30年11月18日

(注1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。
(注2)「茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金」は令和7年1月15日現在における茨城県地方最低賃金審議会の答申内容を反映しています。

令和7年度 改正最低賃金に係る周知広報状況について

○文書の発出・プレスリリースなど

8月26日	改正答申プレスリリース、意見公示
9月16日～	付帯決議が付された答申内容の周知協力要請文の発出 【県、総合事務局、県内国家機関、県内市町村、計84件（総合事務局へは局長自ら直接協力要請依頼）】
9月24日	官報公示(プレスリリース) → 令和7年12月1日(月)より発効
10月3日～	本省版リーフレット、ポスター、沖縄県版支援パッケージを添えて、周知広報依頼 (県、総合事務局、各市町村、利用者および労働団体、各金融機関、大学、高校、他業界団体等、約1,400件)
9月18日～ 10月1日	利用者団体等を訪問。最低賃金改正周知への協力依頼、中小企業・小規模事業者への支援策について説明
11月14日	記者発表プレスリリース(最低賃金改正周知に係る街頭キャンペーンの実施) 併せて、「沖縄県版支援パッケージ」を作成、発表(プレスリリース)

○街頭キャンペーンなど

10月3日	石垣市役所(副市長)、竹富町役場(町長)、他関係団体等を訪問し、周知協力依頼
10月4日	八重山産業まつり会場にて、連合沖縄と協力して周知広報(ポケットティッシュ配布)
10月24日	奥武山公園で開催された「沖縄の産業まつり」会場にて、県工業連合会の協力を得て、周知広報(ポケットティッシュ配布)
11月3日	宮古島産業まつり会場にて、連合沖縄と協力して周知広報(ポケットティッシュ配布)
11月4日	宮古島市役所(副市長)、宮古島商工会議所等を訪問し、周知協力依頼
11月18日	県、労使団体の協力を得て、県庁前広場にて最低賃金改正周知街頭キャンペーンを実施(局長挨拶、ポケットティッシュ配布) (11/10～11/13 マスコミ3社を訪問し取材依頼)
12月3日	本島北部地区にて、連合沖縄と協力して街頭キャンペーンを実施(ポケットティッシュ配布)
12月9日	本島中部地区にて、連合沖縄と協力して街頭キャンペーンを実施(ポケットティッシュ配布)

○その他

<ul style="list-style-type: none"> 令和7年10月1日からリーフレット等を局ホームページに掲載、10月3日からポスターを合同庁舎掲示板に掲示
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年10月1日から局徴収室前の電子掲示板(デジタルサイネージ)に最賃リーフレット表示
<ul style="list-style-type: none"> 周知用ポケットティッシュを作成し、上記の街頭キャンペーン等の機会に配布するとともに、労働局各関係部署(監督署、ハローワーク等)の窓口に設置した。
<ul style="list-style-type: none"> 懸垂幕の設置：名護署、宮古署、八重山署(10月中旬～)
<ul style="list-style-type: none"> 県内各市町村に対し、HP及び広報誌への広報依頼を実施 HP ⇒ 全市町村が最低賃金リーフレット等の周知記事を掲載(41市町村) 広報誌 ⇒ 発行しているすべての市町村が掲載(40市町村)
<ul style="list-style-type: none"> モノレール駅構内へポスターを掲示(12/1～12/7本省実施、2/3～2/23労働局実施)
<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県の協力の下、県内イオン5店舗へポスター、リーフレットを設置(12月1日～12月31日)
<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県の協力の下、県政広報番組「うまんちゅひろば」のインフォメーションコーナーで放映(12月6日～12月7日)

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

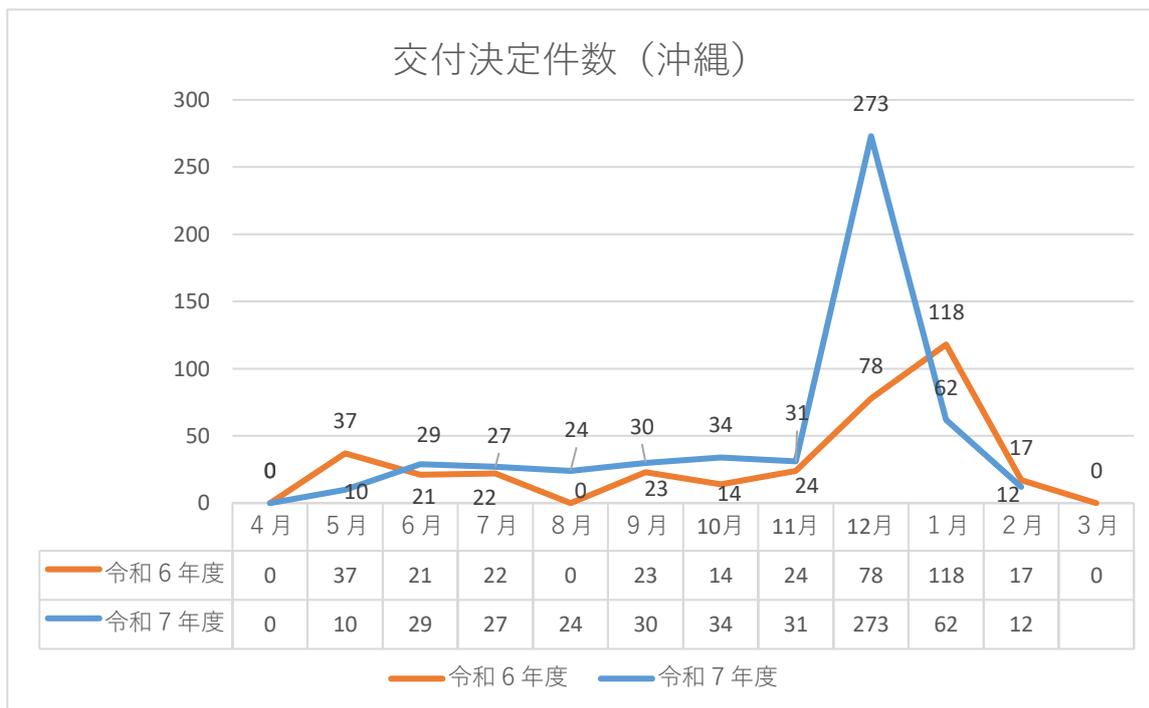
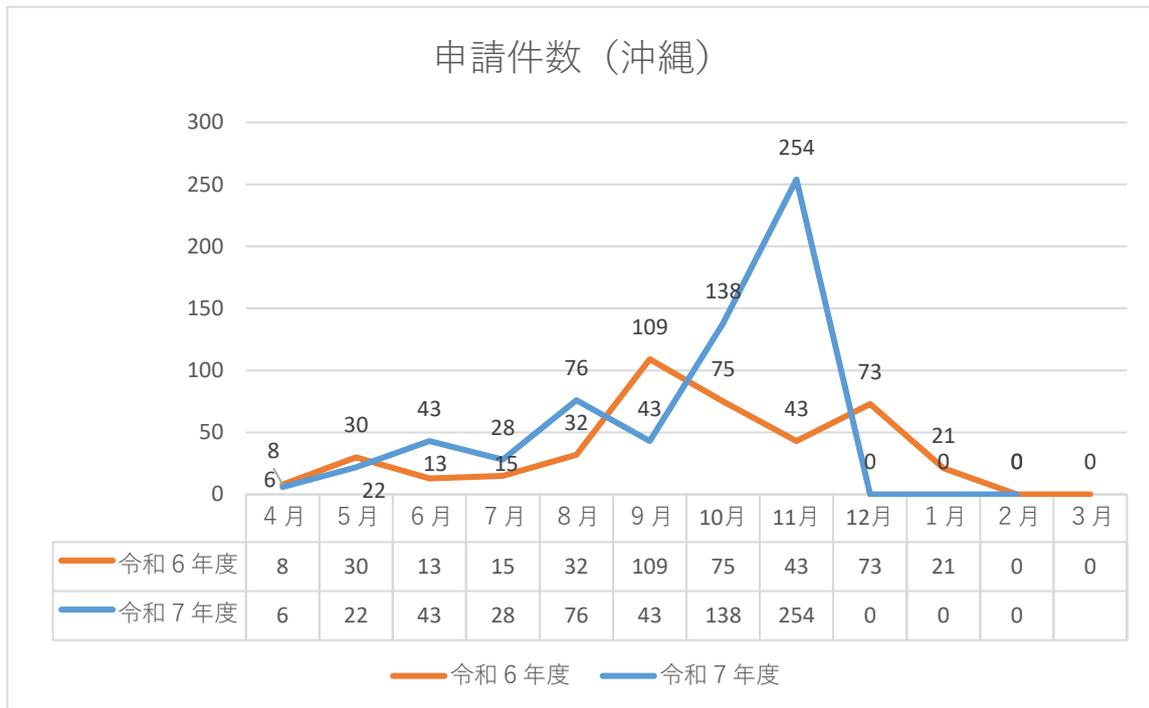
○申請件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
沖縄	87	317	419	610
全国	7,264	19,764	21,783	

○交付決定件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
沖縄	82	220	354	532
全国	5,672	13,603	18,601	

※令和7年度分については令和8年2月分までの集計



令和7年度 支援策の活用状況

《支援策・支援概要》	《活用状況》
<p>キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース) [沖縄労働局]</p> <p>有期雇用労働者等の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度(当コースは、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成。)</p>	<p>令和7年度 (令和8年1月末現在) 申請件数 116件、支給決定件数 108件、支給決定額 60,792,000円</p> <p>令和6年度 申請件数 79件、支給決定件数 54件、支給決定額 22,903,000円</p>
<p>沖縄県所得向上応援企業認証制度 [沖縄県]</p> <p>従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証する制度</p>	<p>令和7年度 認証企業 47社 (令和8年2月27日時点) 令和6年度 認証企業 44社 令和5年度 認証企業 59社 令和4年度 認証企業 20社</p>
<p>中小企業デジタル化・AI導入支援事業 [沖縄総合事務局]</p> <p>業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツールの導入費用を支援する制度</p>	<p>令和7年度 交付決定件数 ・通常枠 (第1次～第8次締切分) : 145件 (全国合計8,936件) ・インボイス枠 (第1次～第8次締切分) : 621件 (全国合計25,900件) ・セキュリティ対策推進枠 (第1次～第8次締切分) : 0件 (全国合計360件) ・複数社連携IT導入枠 (第1次～第4次締切分) : 0件 (全国合計6件)</p>
<p>中小企業省力化投資補助金 [沖縄総合事務局]</p> <p>中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する制度。</p>	<p>令和7年度 ・一般型 採択数: 第1回～第3回 合計37件 (全国合計3,801件) ・カタログ型 採択数 (令和7年12月末時点) : 23件 (全国合計2,294件)</p>
<p>中小企業向け賃上げ促進税制 [沖縄総合事務局]</p> <p>青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度。</p>	<p>令和5年度 (全国合計) 適用件数 238,744件、適用法人数 238,501件、適用総額 290,799,065千円</p>

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況		法違反事業場の認識状況（%）			最賃未満労働者の状況			
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（%）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されていることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（%）
2015年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
2016年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
2017年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
2018年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
2019年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
2020年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
2021年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
2022年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
2023年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
2024年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3
2025年	20,281	2,034	10.0	64.7	30.0	5.4	220,060	4,756	2.2

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 2021年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況 (2025年1月～3月、全国計)

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,580	477	10.4%	4,191	424	10.1%	389	53	13.6%
01 食品品製造業	1,277	116	9.1%	1,276	116	9.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	250	30	12.0%	250	30	12.0%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	325	21	6.5%	325	21	6.5%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	114	15	13.2%	114	15	13.2%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	115	19	16.5%	115	19	16.5%	0	0	-
07 印刷・製本業	256	26	10.2%	253	25	9.9%	3	1	33.3%
08 化学工業	250	29	11.6%	248	29	11.7%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	55	3	5.5%	49	3	6.1%	6	0	0.0%
10 鉄鋼業	20	2	10.0%	5	0	0.0%	15	2	13.3%
11 非鉄金属製造業	40	5	12.5%	22	3	13.6%	18	2	11.1%
12 金属製品製造業	365	38	10.4%	350	34	9.7%	15	4	26.7%
13 一般機械器具製造業	250	20	8.0%	160	12	7.5%	90	8	8.9%
14 電気機械器具製造業	321	44	13.7%	159	20	12.6%	162	24	14.8%
15 輸送用機械等製造業	130	16	12.3%	68	7	10.3%	62	9	14.5%
16 電気・ガス・水道業	8	1	12.5%	8	1	12.5%	0	0	-
17 その他の製造業	743	84	11.3%	728	81	11.1%	15	3	20.0%
02 鉱業	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	-
03 建設業	244	21	8.6%	244	21	8.6%	0	0	-
01 土木木工事業	48	7	14.6%	48	7	14.6%	0	0	-
02 建築工事業	105	6	5.7%	105	6	5.7%	0	0	-
03 その他の建設業	91	8	8.8%	91	8	8.8%	0	0	-
04 運輸交通業	58	9	15.5%	57	9	15.8%	1	0	0.0%
02 道路旅客運送業	12	0	0.0%	12	1	8.3%	0	0	-
03 道路貨物運送業	44	1	2.3%	43	8	18.6%	1	0	0.0%
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
1号～5号 計	4,893	510	10.4%	4,503	457	10.1%	390	53	13.6%
06 農林業	116	27	23.3%	116	27	23.3%	0	0	-
01 農業	112	26	23.2%	112	26	23.2%	0	0	-
02 林業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	29	5	17.2%	29	5	17.2%	0	0	-
01 畜産業	25	5	20.0%	25	5	20.0%	0	0	-
02 水産業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	-
08 商業	8,607	824	9.6%	8,560	820	9.6%	47	4	8.5%
01 卸売業	1,730	163	9.4%	1,730	163	9.4%	0	0	-
02 小売業	5,435	529	9.7%	5,388	525	9.7%	47	4	8.5%
03 理美容業	1,230	112	9.1%	1,230	112	9.1%	0	0	-
04 その他の商業	212	20	9.4%	212	20	9.4%	0	0	-
09 金融・広告業	102	9	8.8%	102	9	8.8%	0	0	-
01 金融業	17	2	11.8%	17	2	11.8%	0	0	-
02 広告・あっせん業	85	7	8.2%	85	7	8.2%	0	0	-
10 映画・演劇業	20	5	25.0%	20	5	25.0%	0	0	-
11 通信業	7	1	14.3%	7	1	14.3%	0	0	-
12 教育・研究業	134	17	12.7%	134	17	12.7%	0	0	-
13 保健衛生業	1,823	144	7.9%	1,823	144	7.9%	0	0	-
01 医療保健業	454	35	7.7%	454	35	7.7%	0	0	-
02 社会福祉施設	1,300	105	8.1%	1,300	105	8.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	69	4	5.8%	69	4	5.8%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,663	397	10.8%	3,663	397	10.8%	0	0	-
01 旅館業	560	57	10.2%	560	57	10.2%	0	0	-
02 飲食店	2,894	317	11.0%	2,894	317	11.0%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	209	23	11.0%	209	23	11.0%	0	0	-
15 清掃・と畜業	279	31	11.1%	279	31	11.1%	0	0	-
16 官公署	0	0	-	0	0	-	0	0	-
17 その他の事業	608	64	10.5%	606	64	10.6%	2	0	0.0%
01 派遣業	22	3	13.6%	21	3	14.3%	1	0	0.0%
02 その他の事業	586	61	10.4%	585	61	10.4%	1	0	0.0%
6号～17号 計	15,388	1,524	9.9%	15,339	1,520	9.9%	49	4	8.2%
合計	20,281	2,034	10.0%	19,842	1,977	10.0%	439	57	13.0%

最低賃金監督指導実施状況(沖縄)

第1表 最低賃金法第4条違反事業場

1 令和7年(1月～3月)

最低賃金別	監督実施状況			全国違反率(%)
	監督実施事業場(件)	法第4条違反事業場(件)	違反率(%)	
地域別最賃	190	15	7.9	10.0
産業別最賃	0	0	0.0	13.0
合計	190	15	7.9	10.0

※監督実施事業場数については、監督実施時労働者0人の事業場を除く。

2 年次別推移

年別	沖 縄			全国違反率(%)
	監督実施事業場(件)	法第4条違反事業場(件)	違反率(%)	
平成12年	297	52	17.5	9.5
平成13年	252	32	12.6	9.3
平成14年	261	40	15.3	9.2
平成15年	211	32	15.2	6.6
平成16年	186	8	4.3	5.5
平成17年	192	17	8.9	6.4
平成18年	136	26	19.1	6.8
平成19年	267	26	9.7	6.9
平成20年	218	11	5.0	6.7
平成21年	45	6	13.3	8.5
平成22年	171	6	3.5	7.8
平成23年	155	10	6.5	10.4
平成24年	181	22	12.2	8.3
平成25年	150	32	21.3	9.6
平成26年	135	11	8.1	10.7
平成27年	133	15	11.3	11.6
平成28年	115	20	17.4	13.3
平成29年	147	34	23.1	14.1
平成30年	203	23	11.3	12.7
平成31年	209	15	7.2	13.7
令和2年	180	9	5.0	13.3
令和3年	117	3	2.6	8.1
令和4年	174	8	4.6	10.7
令和5年	143	7	4.9	10.3
令和6年	216	20	9.3	10.5
令和7年	190	15	7.9	10.0

※平成26年以前については、約定賃金が最低賃金額以上で24条違反を含む

第2表 最低賃金法第4条違反事業場の最低賃金に関する認識度

(令和7年)

最低賃金別	法第4条違反事業場	適用される最低賃金を知っている	金額は知らないが適用されることを知っている	最低賃金が適用されることを知らなかった
地域別最賃	15	9	6	0
	100.0%	60.0%	40.0%	0.0%
産業別最賃	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%
合計	15	9	6	0
	100.0%	60.0%	40.0%	0.0%

令和7年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	63	1,075 (1,010)	65	+2	2025年 10月4日
青森	C	64	1,029 (953)	76	+12	2025年 11月21日
岩手	C	64	1,031 (952)	79	+15	2025年 12月1日
宮城	B	63	1,038 (973)	65	+2	2025年 10月4日
秋田	C	64	1,031 (951)	80	+16	2026年 3月31日
山形	C	64	1,032 (955)	77	+13	2025年 12月23日
福島	B	63	1,033 (955)	78	+15	2026年 1月1日
茨城	B	63	1,074 (1,005)	69	+6	2025年 10月12日
栃木	B	63	1,068 (1,004)	64	+1	2025年 10月1日
群馬	B	63	1,063 (985)	78	+15	2026年 3月1日
埼玉	A	63	1,141 (1,078)	63	±0	2025年 11月1日
千葉	A	63	1,140 (1,076)	64	+1	2025年 10月3日
東京	A	63	1,226 (1,163)	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	1,225 (1,162)	63	±0	2025年 10月4日
新潟	B	63	1,050 (985)	65	+2	2025年 10月2日
富山	B	63	1,062 (998)	64	+1	2025年 10月12日
石川	B	63	1,054 (984)	70	+7	2025年 10月8日
福井	B	63	1,053 (984)	69	+6	2025年 10月8日
山梨	B	63	1,052 (988)	64	+1	2025年 12月1日
長野	B	63	1,061 (998)	63	±0	2025年 10月3日
岐阜	B	63	1,065 (1,001)	64	+1	2025年 10月18日
静岡	B	63	1,097 (1,034)	63	±0	2025年 11月1日
愛知	A	63	1,140 (1,077)	63	±0	2025年 10月18日
三重	B	63	1,087 (1,023)	64	+1	2025年 11月21日
滋賀	B	63	1,080 (1,017)	63	±0	2025年 10月5日
京都	B	63	1,122 (1,058)	64	+1	2025年 11月21日
大阪	A	63	1,177 (1,114)	63	±0	2025年 10月16日
兵庫	B	63	1,116 (1,052)	64	+1	2025年 10月4日
奈良	B	63	1,051 (986)	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	1,045 (980)	65	+2	2025年 11月1日
鳥取	C	64	1,030 (957)	73	+9	2025年 10月4日
島根	B	63	1,033 (962)	71	+8	2025年 11月17日
岡山	B	63	1,047 (982)	65	+2	2025年 12月1日
広島	B	63	1,085 (1,020)	65	+2	2025年 11月1日
山口	B	63	1,043 (979)	64	+1	2025年 10月16日
徳島	B	63	1,046 (980)	66	+3	2026年 1月1日
香川	B	63	1,036 (970)	66	+3	2025年 10月18日
愛媛	B	63	1,033 (956)	77	+14	2025年 12月1日
高知	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
福岡	B	63	1,057 (992)	65	+2	2025年 11月16日
佐賀	C	64	1,030 (956)	74	+10	2025年 11月21日
長崎	C	64	1,031 (953)	78	+14	2025年 12月1日
熊本	C	64	1,034 (952)	82	+18	2026年 1月1日
大分	C	64	1,035 (954)	81	+17	2026年 1月1日
宮崎	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	1,026 (953)	73	+9	2025年 11月1日
沖縄	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			1,121 (1,055)	66	+3	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和8年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

資料10-1

No.1

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)		運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7.1 (大会議室)	水	1回	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担					
			15:00	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置 ○令第6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画					
	7.1(水) ~7.16(木)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1~7/16)						庁舎掲示板/HP に掲示
2	7.22 (大会議室)	水					1回 15:00	○(地域別) 部長、部長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7.24 ~7.28 (事業場)	金 ~火					2回	○(地域別) 事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮 した3業種から1事業場ずつ選定の上視察予 定	各側委員1名
4	7.31 (大会議室)	金	2回 13:00	○中賃目安伝達 ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 諮問 ○最賃基礎調査結果報告	1回 14:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の 必要性の有無に係る検討	3回 15:00	○実地視察結果 ○参考人意見聴取	
5	8.3 (大会議室)	月					4回 14:00	○(地域別) 額提示、調整	
6	8.5 (大会議室)	水					5回 14:00	○(地域別) 額調整	
7	8.7 (大会議室)	金	3回 16:00	○地賃専門部会報告(8/7専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合;採決) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)	2回 13:00	○関係人意見聴取(概要書) ○特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6回 14:00	○(地域別) 額調整(結審)	
				地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7~8/24)					
8	8.12 (大会議室)	水	4回 16:00	○地賃専門部会報告(8/12専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合;採決)			7回 14:00	○(地域別) 額調整予備(結審)	
				地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/12採決の場合)					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		最低賃金専門部会	
			回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題
9	8. 25 (中会議室)	火	4回 (または5回) 9:30	異議審 (8/7答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	8.26 (大会議室)	水		異議審 (8/10答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	8.28 (大会議室)	金		異議審 (8/12答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	9. 1 (大会議室)	火		異議審 (8/14答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
10	9. 3 (大会議室)	木					(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業	
11	9. 8 (大会議室)	火					2回 14:00 15:30 (産業別) ○額の提示 ◇新聞業(14:00～) ◇自動車(新車)小売業 (15:30～)	
12	9. 9 (大会議室)	水					2回 14:00 15:30 (産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業(14:00～) ◇糖類製造業 (15:30～)	
13	9. 11 (大会議室) 9. 11(金) ～28(月)	金					3回 14:00 特定最賃 (新聞) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用) ◇新聞業 (産業別) ○額の調整 (結審)	
14	9. 14 (大会議室) 9. 14(月) ～9. 29(火)	月					3回 14:00 特定最賃 (自動車) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用) (産業別) ○額の調整 (結審) ◇自動車(新車)小売業	
15	9. 15 (大会議室) 9. 15(火) ～9. 30(水)	火					3回 14:00 特定最賃 (各種商品) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用) (産業別) ○額の調整 (結審) ◇各種商品小売業	
16	9. 16 (大会議室) 9. 16(水) ～10. 1(木)	水					3回 14:00 特定最賃 (糖類) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用) (産業別) ○額の調整 (結審) ◇糖類製造業	
17	9. 17. 18 (大会議室)	木 金					4回 14:00～ 15:30～ (産業別) ○額の調整 (結審：予備日) 各業種	
18	9. 24 (大会議室) 9. 24(木) ～10. 9(金)	木	5回 15:00	○(産業別) 額調整 ※専門部会で結審に至らなかった場合(採決)			特定最賃 (各業種) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)		運営小委員会		最低賃金専門部会	
			回数	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題
	9.3.8 (大会議室)	月	6回 16:00	(公益調整) ○令和8年度の審議会総括について ○令和9年度特賃(産別)最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他				

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火									
審議会開催日程																																							
公示期間												第1回本審開催公示(26日まで)																											
その他																																							

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
審議会開催日程	第1回本審		(予備日)																			第1回専門部会	(予備日)	第2回専門部会(事業場視察)実施予定期間								第2回本審 第1回運営小委員会 第3回専門部会
開催時間	15:00																					15:00									13:00~ 14:00~ 15:00~	
公示期間	地賃改正答諮問意見聴取公示(16日まで)											第2回本審開催公示(28日まで)											第3回本審開催公示(4日まで)									中賃目安 伝達
その他																																

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月				
審議会開催日程			第4回専門部会	(予備日)	第5回専門部会	(予備日)	第2回運営小委員会 第7回専門部会 第6回専門部会 第3回本審			(予備日)	(予備日) 第7回専門部会 第4回本審		(予備日) 第8回専門部会 第4回本審			(予備日)		(予備日)							第5回本審(異議審) (予備) (8月7日答申の場合)	第5回本審(異議審) (予備) (8月10日答申の場合)		第5回本審(異議審) (予備) (8月12日答申の場合)							
開催時間			14:00~		14:00~		13:00~ 14:00~ 16:00~					14:00~ 16:00~														9:30~	9:30~		9:30~						
公示期間	第3回本審開催公示(4日まで)						地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申出)(24日まで)				特賃改正諮問意見聴取公示及び専門部会委員推薦公示(24日まで)																								
その他																																			

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
審議会開催日程	第5回本審(異議審) (予備) (8月14日答申の場合)	第5回本審(異議審) (予備) (8月17日答申の場合)	・特定最賃 第1回産業別 専門部会 合同部会	第5回本審(異議審) (予備) (8月19日答申の場合)				特定 ①②③④ 第2回		(予備日)	・特定 ①②③④ 第3回 専門部会※12、13日除く					(予備日) ・特定 ①②③④ 第4回専門							第6回本審(採決の場合)	第6回本審(予備日)			第6回本審 (9月11日答申の場合)	第6回本審 (9月14日答申の場合)						
開催時間	9:30~	9:30~	14:00~	9:30~				14:00~ 15:30~	14:00~ 15:30~	14:00~ 15:30~	14:00~			14:00~	14:00~	14:00~	14:00~ 15:30~	14:00~ 15:30~						15:00~	15:00~			9:30~	9:30~					
公示期間								特賃改正答申意見聴取公示 ・9/11 → 9/28 ・9/15 → 9/30				・9/14 → 9/29 ・9/16 → 10/1				特賃改正答申意見聴取公示 ・9/17 → 10/2 ・9/18 → 10/5				特賃改正答申意見聴取公示 ・9/24 → 10/9 ・9/25 → 10/13														
その他																																		

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
審議会 会議種別	第6回 本審 (9月15日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月16日 答申の 場合)			第6回 本審 (9月17日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月18日 答申の 場合)							第6回 本審 (9月24日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月25日 答申の 場合)																	
開催時間	9:30~	9:30~			9:30~	9:30~							9:30~	9:30~																	
公示期間																															
その他																															

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
審議会 会議種別								第6回 本審				(予備日)																			
開催時間								16:00~					16:00~																		
公示期間																															
その他																															

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

資料 11 - 1

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月24日(火)		12月24日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月28日(水)		11月12日(木)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月2日(水)		1月1日(金)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

資料 11-2

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月22日(火)		1月21日(木)
11月24日(火)		12月9日(水)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月28日(土)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月22日(金)		2月21日(日)
12月24日(木)		1月8日(金)		1月25日(月)		2月24日(水)
12月25日(金)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月26日(土)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月27日(日)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月28日(月)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月29日(火)		1月13日(水)		1月27日(水)		2月26日(金)
12月30日(水)		1月14日(木)		1月28日(木)		2月27日(土)
12月31日(木)		1月15日(金)		1月29日(金)		2月28日(日)
1月1日(金)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月2日(土)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月3日(日)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月4日(月)		1月19日(火)		2月2日(火)		3月4日(木)
1月5日(火)		1月20日(水)		2月3日(水)		3月5日(金)
1月6日(水)		1月21日(木)		2月4日(木)		3月6日(土)
1月7日(木)		1月22日(金)		2月5日(金)		3月7日(日)
1月8日(金)		1月25日(月)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月9日(土)		1月25日(月)		2月8日(月)		3月10日(水)
1月10日(日)		1月25日(月)		2月8日(月)		3月10日(水)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

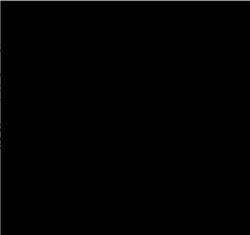
※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
1月11日(月)		1月26日(火)		2月9日(火)		3月11日(木)
1月12日(火)		1月27日(水)		2月10日(水)		3月12日(金)
1月13日(水)		1月28日(木)		2月12日(金)		3月14日(日)
1月14日(木)		1月29日(金)		2月15日(月)		3月17日(水)
1月15日(金)		2月1日(月)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月16日(土)		2月1日(月)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月17日(日)		2月1日(月)		2月16日(火)		3月18日(木)
1月18日(月)		2月2日(火)		2月17日(水)		3月19日(金)
1月19日(火)		2月3日(水)		2月18日(木)		3月20日(土)
1月20日(水)		2月4日(木)		2月19日(金)		3月21日(日)
1月21日(木)		2月5日(金)		2月22日(月)		3月24日(水)
1月22日(金)		2月8日(月)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月23日(土)		2月8日(月)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月24日(日)		2月8日(月)		2月24日(水)		3月26日(金)
1月25日(月)		2月9日(火)		2月25日(木)		3月27日(土)
1月26日(火)		2月10日(水)		2月26日(金)		3月28日(日)
1月27日(水)		2月12日(金)		3月1日(月)		3月31日(水)
1月28日(木)		2月12日(金)		3月1日(月)		3月31日(水)

連合沖縄発第043号
2026年2月27日

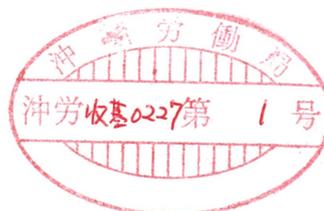
沖 縄 労 働 局
局長 柴田 栄二郎 様

日本労働組合総連
沖縄県連合会(連合
最低賃金対策委
委員長 田中



2026年度 特定(産業別)最低賃金
改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のと
おり意向表明します。



2026年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明

2026年2月27日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 嘉手納 弾	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 590人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	沖縄タイムス労働組合 執行委員長 照屋 剛志	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者530人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 5,190人	同上	同上
自動車小売業（新車）	自動車総連 沖縄地方協議会 議長 玉城 良太	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 2,200人	同上	同上

